

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第90回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年10月26日（金）14時27分～14時35分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、
藤井 威生、三友 仁志、山下 東子、吉田 裕美子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

秋本電気通信事業部長、竹村総務課長、大村料金サービス課長、
大磯料金サービス課課長補佐、藤田電気通信技術システム課長、
井手電気通信技術システム課認証分析官
佐藤 美幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

（1）諮問事項

ア 端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3107号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備）【諮問第3108号】

開 会

○新美部会長 皆様こんにちは。出席の委員がすべておそろいでございますので、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第90回を開催致します。

議 題

(1) 答申事項

ア 端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3107号】

○新美部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。

それでは、諮問第3107号、端末設備等規制等の一部改正について審議を致します。最初に、総務省から説明をお願い致します。

○藤田電気通信技術システム課長 それでは、資料90-1に沿ってご説明をさせていただきます。

資料3ページ目から横長のパワーポイントの資料を用意してございますので、こちらをご覧くださいと思います。その資料を1枚おめくりいただきまして、ページ番号は4、右上のスライド番号1のスライドでございますけれども、まず今回の諮問の背景についてご説明をさせていただきます。

今回の諮問の前段といたしまして、情報通信審議会の中にIPネットワーク設備委員会という委員会がございまして、メンバー構成はこのスライドの一番下段にありますように東大の相田先生をヘッドで16名の先生方から構成されておりますが、こちらで昨年末よりIoTの普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件についてご検討いただいております。先月12日に一部答申をいただいております。今回はこの一部答申を踏まえまして、省令改正事項かつ当審議会への諮問事項とされている部分を諮問させていただくということでございます。スケジュールは、この中段にございますように、本日諮問した後、パブコメ等を経て年明けの答申を希望するものでございます。

その次のページ、右上のスライド番号2ですけれども、こちらの情通審で答申いただいた中で制度整備が必要とされた事項は大きく2点ございまして、まず1点目が、このページにございますようにIoT機器のセキュリティ対策でございます。背景・課題といたしましては、上段にございますように、近年インターネットにつながるIoT機器が乗っ取られまして、そこを踏み台にしてサイバー攻

撃に悪用されるといったケースが増えておりますが、その原因の大半はパスワードの不適切な設定、例えば初期値をそのまま放置してあって、そこを狙われて踏み台にされるといったケースだということをごさいます、こういった状況に対しまして、このページの下段にありますように、この審議会からはインターネットプロトコルを使用して回線設備を介して接続することでその機能の操作が可能な端末につきましては最低限のセキュリティ対策ということで、ここにある3点、まず1点目といたしましてはその端末設備の機能进行操作する際のアクセス制御機能を有すること、2点目といたしまして、そのアクセス制御の際に使用するID／パスワードの適切な設定、例えば先ほど言いましたような初期値を速やかに変えるよう促す機能でございますとか、あるいは工場出荷時にあらかじめ全てのランダムなパスワードを機器に記憶させた上で出荷するといったことをごさいますけれども、そういった点、それから3点目といたしましては、ファームウェア、すなわち各機器に内蔵されている専用のソフトウェアにつきましては、これを更新する機能を有することという3点、あるいは、それらと同等以上の機能を有することが適当という答申をいただいております。

ここで、※印で幾つか注釈をつけておりますが、※1は端末への電力供給がとまった場合でも①あるいは③の機能が維持されることが必要という点、それから※2にありますような「同等以上の機能」といいますのは、具体的には国際標準に基づく各種認証を受けた端末が相当するといったことをごさいます。

以上が、主文でございまして、それ以外に補足事項として3点書かせていただいておりますが、まず「ただし」というところですが、PCやスマホにつきましては、随時かつ容易に任意のソフトの導入が可能な状況にあることを踏まえまして、今回の措置の対象外とすることが適当とされております。それから、その次のポツは施行日に関する点でございますが、IoT機器のメーカー側の仕様変更等の準備、あるいは技術基準に適合しているかどうかをチェックする認定機関側の準備等を考慮して、1ないし2年程度を設けることが適当とされております。それから最後、経過措置といたしましては、従前の制度に基づいて認定等を受けた機器については引き続き有効とされております。

以上の内容につきまして、今回、端末設備等規則の一部を改正しようというものでございます。

それから2点目が、次のページ、右上のスライド番号3になりますけれども、いわゆるLPWAサービスに係る電気通信主任技術者の選任義務の緩和ということをごさいます。現行の技術基準では、電気通信事業者が事業用電気通信設備を設置する都道府県ごとに、この電気通信主任技術者という資格者を配置することが義務づけられております。一方で、背景・課題にありますように、最近のいわ

ゆるIoT用の新たな無線通信技術であるLPWA、これは例えばスマートメーターですとか、あるいは農業分野等で、温度、湿度等の各種センサー情報を送信するための超低消費電力で広範囲をカバーするような無線サービスでございますけれども、これにつきましては簡易かつ無線局免許不要の通信設備を設置して、通信機能も他社のクラウドの技術を活用して提供するという状況にありますので、万が一設備故障等が発生しても遠隔操作や簡易な工事で復旧可能ということで、こういったものについては、47都道府県に資格者を配置するという義務を緩和してはどうかという論点がございまして、その点についてご議論をいただいた結果、下段にありますように、実は今申し上げた義務につきましては既に1点前例がありまして、いわゆる公衆Wi-Fiといわれているアクセスポイントのみを設置して提供するような、公衆無線LANアクセスサービスにつきましては、既に都道府県ごとの配置が緩和されている現状にございまして、今回、これと同じようにLPWAについても選任義務を緩和することが適当とされておりまして、この点につきましては電気通信主任技術者規則の一部を改正しようというものでございます。

最後、4ページ目でございますけれども、以上の内容を踏まえまして今回の諮問事項ということでございますが、先ほど申し上げた内容を省令に書き下すということでございますので、説明は若干重複致しますが、1点目が、まず端末設備等規則につきましては、こちらにありますようにインターネットプロトコルを使用するもののうち、電気通信回線設備を介して接続することでその端末の機能に係る設定を変更できるものは次の各条件に適合するもの、またはこれと同等以上のものでなければならぬとしておりまして、1点目は先ほど申し上げたアクセス制御機能、2点目はそのアクセス制御の際のID/パスワードの適切な設定ということで、初期設定の変更を促す機能ですとか、端末ごとに異なるものを付すというようなことでございます。3点目がファームウェアの更新機能と、あと4点目につきましては先ほど※印の注釈でご説明しましたが、省令上は端末への電力供給がとまった場合でも①と③の機能は維持されるということを明記しているところであります。

また、ただし書きの点につきましては、先ほどPCとスマホは対象外にするというご説明をしましたが、その点についてこういった形で記述しているところでございます。

施行日につきましては、現在のところ再来年の4月を想定しております。

経過措置につきましては、先ほどのご説明のとおり、省令改正の施行前に認定等を受けたものについては、なお従前の例によるとしております。

2つ目の、電気通信主任技術者規則につきましても、先ほどの説明と重複致し

ますが、設備を設置する都道府県ごとに、この事業用電気通信設備の種別に応じた主任技術者を選任するという義務の対象外になる場合として、従前の公衆無線LANサービスに、LPWAサービスを加えるということでございます。

説明は以上でございます。

○新美部会長　ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらご発言をお願い致します。

では山下委員、お願いします。

○山下委員　1つだけ確認ですが、ご説明いただいた4ページ目、あるいは2ページ目でも同じことですが、④の電力の供給が停止した場合という話は、電力が一旦停電、ブラックアウトになって、それが復旧したときに機能がデフォルトに戻ったりしないようにするという意味だと思いますが、このまま読むと、バックアップ電力をこの機能の中に備えなければならないとも読めないだろうかと思ひまして、一応確認で質問をする次第です。

○新美部会長　ありがとうございます。それでは総務省からご説明をお願いします。

○藤田電気通信技術システム課長　意図といたしましては、今、先生がおっしゃった全くそのとおりでして、とまってもまた復活したときに元の機能が維持されていることを意味しておりますので、そういった点は誤解のないように運用していきたいと思っております。

○新美部会長　よろしいでしょうか。

○山下委員　はい。ありがとうございます。

○新美部会長　それでは、ほかのご質問、ご意見、ございましたらよろしく願いします。

大谷委員、お願いします。

○大谷委員　ありがとうございます。資料で言いますと4ページのところの経過措置ですね。これは致し方ないことだと思いますが、従前の機器で、ご説明いただいた①から④に対応できていないものの分量とか、その従前の機器の更改時期、言い換えれば大体どのぐらいの寿命があるのかといったことについて、補足説明をいただければと思います。

○新美部会長　はい。どうぞよろしく願いします。

○藤田電気通信技術システム課長　実は、走りながらで恐縮ですが、この省令が施行された後に、この省令を運用するためのガイドラインというものを今、平行して検討しております。例えば先ほどのバッテリー切れの解釈等も多分入ってこようかと思いますが、その過程で、各メーカーにどういう製品ラインナップが

あって、どういう状況になっているかということ平行して調べておりました、この瞬間、どの社がどれぐらいあるか、施行時点になったら古いものがどれぐらいあるかということが、定量的には把握できていませんが、今後そういうこともきちんと調べまして、その上でこの経過措置の適用を考えたときに、今想定していないような、どのようなことが想定されるのかなど、追加の周知が必要になってくることもあるかもしれませんので、それは平行して今作業しているとご認識をいただければありがたいと思います。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

○大谷委員 はい。

○新美部会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告いたしまして、広く意見の募集を行うことと致します。

本件に関する意見招請は、明日10月27日から11月26日までといたしたいと存じますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することと致します。

それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備）【諮問第3108号】

○新美部会長 続きまして、諮問第3108号、電気通信事業法施行規則等の一部改正についてお諮り致します。

それでは、総務省からご説明をお願い致します。

○大村料金サービス課長 資料90-2に基づいてご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目が諮問書でございます。

さらにおめくりいただきまして、2ページ目から概要の説明資料がございますので、こちらに基づいてご説明をさせていただきます。2ページでございますように、「網機能提供計画」制度の見直しと、第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備、2つの内容でございます。

下のページ数3、右肩のページ数1が、1点目の「網機能提供計画」制度の見

直しについてでございます。下の枠の中に書いてございますように、電気通信事業法施行規則の改正の該当部分が諮問事項となっているものでございます。おめくりいただきまして右肩のページ数2でございます。この改正案の概要ですが、まず「網機能提供計画」制度は上の枠の最初にございますように、接続を前提としないネットワーク構築などがされますと円滑な接続が妨げられるということから、平成9年の接続ルール制度化の際に導入されたものでございます。

制度の概要としましては、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が機能の変更、追加の計画を総務大臣に届出をしなければならない、また、届け出た計画を公表しなければならないとしているものであり、届け出を受けた総務大臣は、円滑な接続に支障を生ずるおそれがあると認めるときはその計画の変更を勧告することができるとしているものでございます。こちらの「網機能提供計画」制度につきまして、2番目のマルにございますように、IP網を構成するルーターなどの設備につきましては、この制度の対象から除外されて対象外とされてきたところでございますが、この対象範囲について、左下にございますように、これらのIP網の機能を追加するという見直しをさせていただくとともに、右下にございますように手続ルールについて、導入からもう20年もたちますので、この届出の期限ですとか公表の方法、また意見受付後の結果の報告などにつきまして手続ルールの合理化を図ろうとするものでございます。

まず右肩ページ数3でございます。対象範囲の見直しでございますが、上にございますように、ルーター等が対象から除外されている理由について、過去の情報通信審議会答申などにおきましては、1番目のマルにございますように、それまでの段階で網機能の提供に関してこのルーター等が問題になったことがないこと、また2番目のマルにありますように、ルーターなどについては接続を前提として開発されたものがほとんどであることから対象とはされていなかった、対象から除外されてきたということでございます。しかしながら、左下の現状にございますように現実には直接接続することができる事業者がごく少数に限定されている、また機能の追加に当たって情報開示に課題があったことなどにより協議が長期化したというような接続事業者からの指摘があるなど、必ずしも円滑な接続が実現されていない場合が見られるのではないかとこの状況にございます。

このような中で、現状の2番目のマルにございますように、情報通信審議会でもこの点についての指摘があったところでございまして、右側、それらを受けまして見直しの検討の経緯でございますが、「接続料の算定に関する研究会」におきましても、この見直しの案のたたき台というのを総務省からお示しをした上で、関係事業者、団体の意見を聴取するなどして、今日諮問させていただく案を作成してきたところでございます。

4ページをご覧ください。手続ルール of 合理化の部分ですが、こちらにつきましては届出期限、公表方法、意見受付方法などについて見直しをしているものがございます。こちらについては具体的な手続のフローのお話で、5ページ目にフロー図のような形でお示ししてございますので、5ページの図に沿ってご説明をさせていただきます。

上が現行で、下が改正案でございます。まず、真ん中の矢印の右側でございますように対象をルーター等にも拡大をするという対象範囲の拡大をしております。これに伴いまして、改正案左側の「届出項目」のところでございますが、ルーター等に対応したプロトコル情報などの項目を「届出項目」に追加するという見直しをしております。また届出の期限ですが、現行の一番上に書いてございますように、現在は原則200日以上前までというところを、下の対応しているところですが、原則90日以上前までに短縮をさせていただきます。一方で、この90日以上前の下に書いてございますように、意見提出がない場合、その他総務省の承認を得た場合については前倒し可能とする、また、その下に、円滑な接続への支障を防止するためにやむを得ないと総務省が認める場合には逆に200日以内で後ろ倒しをするというような、前後90日を基本としつつ期限を柔軟に変更するという形にさせていただきます。

3点目が、届け出た計画の公表ですが、現行の左側の届出のちょっと右にございますところですが、届出の後30日以内に、届け出た計画の概要を官報に掲載することで公表するというのが現行の制度ですが、こちらにつきまして対応する改正案ですけれども、直ちにインターネットで計画そのものを公表するという形にさせていただいております。法定の公表物なども現在インターネットでの公表というのが随分出てきておりますので、効率化という観点でこのような見直しをしてはどうかということでございます。

最後に意見の受付ですけれども、真ん中付近に現行でございますが、「意見受付（30日以上）」と書いてあるところですが、この意見を受け付けた結果について、今までは総務省側での把握を手続上は必要としていなかったのですが、先ほどのとおり、届出の後の期限というのを見直す、前倒しをしたり後ろ倒しをしたりというような検討も必要になるということでございますので、改正案の下にございますように、意見を受け付けた結果としてどのような意見が出てきたのかを総務省に報告をしていただくという見直しをしてはどうかというふうにさせていただきます。以上が手続的な見直しの概要です。

右肩ページ数6は、さらに改正後の詳細でございます。

7ページをご覧ください。この省令改正案について、7ページ（1）（2）（3）と経過措置を設けてございます。まず固定網のIP網への移行に関して、

関係者で今、協議の場ができておりまして、そこで意思形成の場ができておりまして、そこで協議が進んでいるということがございますので、そのような場での状況を踏まえて、支障がない場合には本制度の対象外としてはどうかという経過措置が1点目。2点目は、新たにルーター等が対象になるわけですがけれども、これが施行の直後に工事を予定している場合につきましては一定の経過措置が必要なのではないかという観点での経過措置を置いてあります。3点目は適用関係の整理のための規定でございます。

これらにつきまして、下のスケジュールですがけれども、2回の意見募集をした上で、その結果を踏まえまして接続委員会での審議を経て1月の事業部会でご審議をいただくというスケジュールでいかがかと考えているところでございます。施行期日につきましては公布の日から起算して20日を経過した日、想定では年度内3月ごろを想定しているところでございます。

以上が1点目でございます、2点目は右肩ページ数13。接続機能の休廃止の周知方法を定める規定の整備についてでございます。こちらは諮問対象外でございます。

次の14ページをご覧ください。この改正の主な内容ですが、上の枠、1番目のマルにございますように、今年5月に成立しました電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律におきまして、指定電気通信設備のアンバンドル機能を休廃止しようとするときにその機能の利用事業者にあらかじめ周知しなければならないという規定が設けられました。この規定を受けまして、関係の省令を定めるものでございます。

内容は、①周知の時期について、休廃止する日の3年前までに、②書面の交付またはこれに代わる電磁的記録を提供した上で、対面または電話、もしくはこれに類する双方向の通信を用いて説明する方法により説明しなければならないということとしてございます。また、③ですがけれども、周知の時期を過ぎて利用を希望する事業者がいた場合の手続について定めているものでございます。

しかしながら、「ただし」で書いているところですが、事業者間の関係でございますので柔軟に対応したいというご要望もあるのではないかとということで、休廃止の円滑な実施が確保される周知の方法の定めが接続約款にある場合には、その方法により周知が可能としているものでございます。

こちらにつきましては、想定するスケジュールは先ほどの「網機能提供計画」制度の省令改正と同様に、2回の意見募集をした上で進めたいと考えておりまして、施行日につきましては先ほどの改正法の施行の日、すなわち改正法公布日の5月23日から起算して1年以内の政令で定める日としたいと考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

○新美部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、ご発言よろしくお願い致します。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては総務省から改正案の内容を報道発表していただきまして、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を実施していただきたいと思います。

本件に関する意見招請は、資料にありますとおり2回実施することとされておりますけれども、当部会としては2回目の意見招請を行っていただいてから、接続委員会において調査・検討をいただいた上で最終的なご報告をいただき、また諮問事項については答申をまとめることとしてはいかがかと思っておりますけれども、そのような扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 どうもありがとうございます。それではその旨決定することと致します。

○新美部会長 以上で、本日の審議案件は全て終了いたしました。皆様から何かございましたらご発言をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

特にございませんでしょうか。

それでは、事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いします。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐 次回の電気通信事業部会につきましては、12月7日、金曜日の開催を予定しております。別途詳細については事務局からご連絡差し上げますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○新美部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議は終了致します。どうもありがとうございました。

閉 会